

消防隊員用個人防火装備のあり方に関する検討会（第2回）議事要旨

日 時；平成22年7月29日（木） 13：00～16：00

場 所；消防庁消防大学校消防研究センター

出席者；（順不同、敬称略）

座長：若月 薫	消防大学校消防研究センター
委員：笠井 一治	ミドリ安全株式会社
可知 基	恵那市消防本部
加藤 雅広	東京消防庁
鴻田 秀雄	川崎市消防局
後藤 恭助	財団法人日本防災協会
小林寿太郎	小林防火服株式会社
斉藤 昭一	福井市消防局
新藤 純治	さいたま市消防局
田村 照子	文化女子大学
中西 勲	社団法人日本ヘルメット工業会
藤山 雅美	株式会社赤尾
三橋 卓也	財団法人日本化学繊維検査協会
鷺山 茂雄	共成株式会社
大庭 誠司	消防庁消防・救急課
オブザーバー：加賀谷敦己	全国消防長会
松本 充弘	全国消防長会
鹿島 正喜	東京消防庁
小川 孝裕	財団法人日本防災協会

議 題；1 第1回検討会の結果について

2 防火服の構造等について

3 現行の防火服の基準等について

(1) ISO11613：1999 アプローチA及びアプローチBの規定に基づく防火服について

(2) 日本防災協会の規定に基づく防火服について

4 防火服のガイドラインについて

5 その他

議 事

1 第1回検討会の結果について

○今年度の検討を終了した後の再検討について（ガイドラインの見直しについて）

【委員意見等】

○ISO/TC94/SC14 国内対策委員会には、毎年2回開催されている ISO/TC94/SC14 の年次会議の結

果等基準改正に伴う情報が入ってくることから、同委員会で適宜検証していただくことはとても価値がある。

○5年を目処に改正の検討を行うことは、十分な時間と考える。

○ガイドラインの見直しについての手順は、事務局案のとおり承認される。

○ ガイドラインの位置付けについて

【委員意見等】

○新たな装備品を整備するために予算要求をする時に、根拠があった方が説得力があるという面から、告示レベルにして拘束力を持たせるほうがいいのではないか。

○全国一定の安全性を確保出来ることが一番重要であり、強制力のないものであると、安全性が確保できないことになるので、拘束力がある告示レベルにすることがいいのではないか。

○ガイドラインが、ISO に位置付けられれば、国内的には通知レベルであっても構わない。

○指標の根拠となる研究がない、消火戦術がはっきりしていない等からすると、通知レベルのような気がする。

○緊急消防援助隊で活動するうえでは、一定の基準を満たした装備を各隊員が着用して活動することで、安全性を確保出来ること考えられることから、告示レベルも非常にいいが、告示レベルにすると、地域の実情が反映されなくなることから、通知レベルでいいのではないか。

○5年ごとの改正又は毎年基準が変わって行く可能性があることから、改正を踏まえると、比較的通知のほうが改正をやりやすいのではないか。

○告示された場合、どのくらいの期間でどのような対応をしなければならないこととなるのか。

→附則で一定の猶予期間を設け、その後、一定の義務が生じることとなる。

○告示レベルにした場合、一定の従う義務が生じる。一定の拘束力が出た場合、地域特性が全く考慮されなくなる。暑いところでも寒いところでも、屋内進入するところもしないところでも同じ防火装備を置きなさいということが懸念される。通知レベルにした場合、強制力はないが国の方針を通知として示すことができる。

○ガイドラインを通知とするか告示とするかについては、再度事務局（消防庁）にて検討することとし、結果を検討会のなかで明確にしていくこととする。

2 防火服の構造等について

【委員意見等】

○質疑なし

3 現行の防火服の基準等について

(1) ISO11613 : 1999 アプローチA及びアプローチBの規定に基づく防火服について

【委員意見等】

○質疑なし

(2) 日本防災協会の規定に基づく防火服について

【委員意見等】

○機械的引っ張り強度について、生地表を 1,200N、銀面を 450N としている理由はなにか。

→生地表と銀面（織地と編地）では、生地の機械的応力の特質が違い、生地表（織地）は経年による強度減少の割合が高いため、初期数値を高めた。

4 防火服のガイドラインについて

【委員意見等】

○ガイドライン案の標準値に枠が 2 列あるが、これは標準値を 2 通りに分けるという意味か。

→標準値の右側の数値については、参考値であり、基本的には 1 列の中に標準値と参考値の 2 つがあるということである。

○ガイドライン案に示す標準値は 1 つするのか。又はレベル 1、レベル 2 のようにクラス分けをするのか。

→基準値としては 1 つであるが、標準値の右側の数値は、現在の技術ではこの程度までなら対応できる参考値として示しているものである。

○ガイドラインには、基準値を示せばいいのでないか。基準値以上のものについては、それぞれの事業者が消防本部に働きかければいいのではないか。

○ガイドラインで示す数値は標準値の 1 つとする方がよい。標準値より高い数値は、ガイドラインでなく各メーカーのカタログに掲載すればよい。

○最低基準値をガイドラインとするという姿勢からすると、最低値が 2 つ並ぶというのはガイドラインとしていかなものか。複雑になってわかりづらい。基準値をひとつ示し、これ以上の性能を求める方がわかりやすい。

○消防隊には標準値の防火衣を採用して、救助隊には標準値以上の防火服を着用させることができるため、ガイドラインには標準値と参考値の両方を記載していただきたい。

○メーカーとしては、防護性と快適性を両立させながら製品を開発する指針が必要となるため、標準値以上の数値（参考値）は必要である。

○ガイドライン案の基準値より下の数値を示す考えはないか。

→レベルが下がることにより消防隊員の安全に関わるようなことはやりたくない。よって、今回のガイドライン案の標準値はあくまでも最低値であり、基準値より下の数値を示す考えはない。

○ガイドラインの案要求事項の中で、必須項目と選択項目の区別をされる予定はあるか。

→ガイドライン案では必須項目と選択項目の区分はしていないので、区分が必要であるかど

うか議論をお願いしたい。

○基準を作成するにあたり、表面生地についての基準なのか、積層体での基準なのかを正確にしておく必要がある。

○報告書をする時には、ガイドラインとしてなぜこの数値にするのか、個々に分析していく必要がある。

○快適性の高いレベルの防火服と、耐熱性が高い防火服は両立でききるのか。

→ヨーロッパの基準に近い防火服は、ガイドライン案の快適性の基準値を合格するというところで、ISOで議論されているが、耐熱・耐火性能の数値の高い米国の防火服は、おそらくガイドライン案の参考値の快適性を合格できない。

○防火服のガイドラインの方向性としては、現状ある防災協会基準を継承して、それに付加価値的なものを足していくという考え方で進めることとする。

○防火服のガイドライン案は、次回の検討会においても引き続き検討することとする。

今後のスケジュール 第3回検討会は9月3日に開催予定